

札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会

会 議 録

日 時：2019年8月23日（金）午前10時40分開会
場 所：札幌市児童福祉総合センター 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） 定刻となりましたので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を再開いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の議題の二つ目の進行をいたします子どものくらし支援担当課長の小野寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先ほどの議題に続き、高橋委員が所用により欠席されておりますので、お知らせいたします。

2. 挨拶

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） それでは、開催に先立ち、子ども育成部長の山本よりご挨拶申し上げます。

○山本子ども育成部長 子ども未来局子ども育成部長の山本でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日の児童福祉部会にご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、皆様方には、日ごろから、とりわけ児童福祉行政の推進に特段のお力添えをいただいております。この場をおかりして、心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日ですが、札幌市子どもの貧困対策計画につきましては、策定の段階から、この児童福祉部会におきまして、さまざまなご議論をいただきながら、5年間の計画としまして、平成30年3月に策定したところでございます。この計画をもとに、困難を抱えている子どもたちや家庭への各支援策に取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、平成30年度、最初の年度に当たりますが、その実施状況をご報告させていただきます。委員の皆様方におかれましては、専門的かつ客観的な見地からさまざまなご意見等を頂戴できればと思っておりますので、本日、よろしくお願いいたします。

3. 資料確認

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） それでは、本日の議題、札幌市子どもの貧困対策計画の平成30年度の実施状況についてご説明させていただく前に、資料の確認をさせていただきます。

会議資料といたしましては、資料1、札幌市子どもの貧困対策計画の平成30年度実施状況（総括）、資料2、平成30年度の実施状況（個別事業の実施状況）に加えまして、参考として、国の資料であります。今後の子供の貧困対策の在り方についてと書かれた資料、概要版と本書を資料3と資料4として追加してお配りいたしまして、全部で四つとなっております。

不足がございましたらお知らせください。

また、会議の公開・非公開についてでございますが、本日の議題は個人情報等を扱う予

定が特にないことを踏まえ、議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、ここからの議事の進行を松本部長にお願いたします。

4. 議 事

○松本部長 それでは、再開したいと思います。

長丁場になって大変申しわけございませんけれども、別途の議題でございますので、よろしく願いたします。

それで、きょうの後半の議題は、現行の子どもの貧困対策計画の進捗状況、1件です。ここに平成30年度とありますから、昨年度の進捗状況についてご報告いただきます。

これは初年度でございます。新しく始まったものでもありますので、きょうは何かを決めるというよりも、進捗状況について、ご報告とご意見をいただいて、今後の施策の推進に反映させていただくことが趣旨だと理解しております。

そのことについて、間違いありませんね。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 では、ご説明をお願いいたします。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） それでは、札幌市子どもの貧困対策計画の平成30年度の実施状況について、資料1の総括資料によってご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、計画策定の概要でございますが、札幌市では、計画策定以前にも国が大綱等で示す支援策に関しまして、教育や福祉に関連する施策や困難な状態の連鎖を防ぐための施策を実施してきたところです。

この計画策定の前段階であります平成28年度に実施した実態調査で明らかになった課題に対応し、子どもの貧困対策計画に係る取り組みを計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援につなげることを趣旨として、平成30年3月に子どもの貧困対策計画として5年間の計画を策定したところです。

基本理念、子どもの貧困のとらえ方、計画の対象については、記載のとおりでございます。

続いて、3ページの計画の推進体制についてご説明いたします。

子どもの貧困対策の推進、部局間の連携を促進するため、平成30年4月に子ども未来局に子どものくらし支援担当課を新設しております。また、子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する札幌市子どもの権利総合推進本部によって、子どもの貧困対策を推進していくこととしております。

さらに、有識者などから成る会議において、計画に基づく施策の取り組み状況や効果などを検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていくこととしており、この児童福祉部会をその会議と位置づけ、ご審議いただくこととし、本日はその1回目に当たります。下の表にもございますとおり、計画期間がことしを入れてあと4年ありますので、毎年、

点検評価を行っていく予定でございます。

次に、4ページをご覧ください。

こちらの資料は、施策の体系と主な取り組みについて記載された資料でございますが、本計画では、左側の縦の列にございますとおり、1番目から5番目まで基本施策がございまして、その隣にございますけれども、それに関連する11の施策を設定しております。

基本施策1、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進を特に推進すべき施策と位置づけた上で、各種支援策のさらなる充実に向けて取り組むこととしております。

続いて、5ページから8ページに、平成30年度の主な取り組み状況を掲載しております。

新規事業は全て開始し、それ以外の各事業も継続して実施しているところでございます。詳細については、資料2、個別事業の実施状況のとおりでございますが、本日は、総括資料に基づきまして、新規事業、拡充事業のうち、主なものをご説明させていただきます。

まず、主に相談支援体制に関連した取り組みとしまして、5ページ目上から一つ目の子どものくらし支援コーディネート事業について、平成30年8月から新たに開始しており、こちらは後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

次に、その下、子どもの貧困への理解の促進のため、シンポジウムの開催や、子どもの暮らしを支える取り組みを紹介するパンフレットの作成などにより、普及啓発を行っております。

次に、その下、スクールソーシャルワーカーにつきましては、有資格者のスクールソーシャルワーカー（SSW）を2人増員しまして、計13名とし、巡回SSW5名と合わせて計18名体制に拡充するとともに、10区を三つのエリアに分けて担当する体制とし、児童生徒への支援の充実を図りました。

次に、下から2番目にありますとおり、ひきこもり対策についてでございますが、ひきこもり地域支援センターにて、相談支援を実施したり、ひきこもり当事者や家族向けの交流会を試行的に実施いたしました。

また、一番下の段にありますとおり、困難を有する若者を支えるため、若者支援施設における相談支援を行い、若者の社会的自立の促進を図るなど、子育て世代から困難を抱える若者まで、成長の段階に応じた相談支援体制の充実に取り組みました。

次に、子どもの育ちに関連した取り組みといたしまして、6ページ、下から四つ目にありますとおり、子ども医療費の助成では対象年齢を拡大いたしました。

また、すぐ下にありますが、保育ニーズに応じた保育施設の整備により、保育定員の確保を図るなど、乳幼児期の子どもの健やかな成長を支えるための各種支援を充実させております。

学びの支援としましては、一番下にございますとおり、若者の社会的自立促進事業として、高校中退者等を対象にした学習支援を新たに開始したほか、次のページの7ページの

一番上にありますとおり、フリースクール等民間施設への助成、同じく、上から三つ目の就学援助制度の充実など、子どもが安心して学びの機会が得られるよう、各種支援を充実させております。

続きまして、上から四つ目にありますとおり、地域における子どもの居場所づくりの推進のため、ガイドブックの作成により、子ども食堂などの活動紹介や情報提供を行ったほか、すぐ下にありますとおり、小学校や地域の施設と併設した新型児童会館の整備を進めております。

次に、保護者への就労支援に関連した取り組みとして、同じく、7ページの下から二つ目にありますとおり、女性の多様な働き方を支援する窓口、ここシェルジュSAPPOROを開設し、就労と子どもの預け先の一体的な相談支援を行ったり、一番下にありますとおり、ひとり親家庭に就業の機会を提供するため、合同企業説明会について、回数を増やして実施しております。

次に、8ページになりますが、上から二つ目、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業をはじめとして、生活基盤の確保に向けた支援の充実を図っております。

また、一番下にありますとおり、配慮を要する子どもへの支援としましては、社会的養護自立支援事業として、20歳到達により児童養護施設入所措置を解除された方などを対象に、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き、必要な支援を実施しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらでは、先ほど申し上げました子どもの貧困対策計画において、特に推進すべき取り組みの一つとして、平成30年8月から開始しております子どものくらし支援コーディネーター事業について説明いたします。

事業概要に記載しましたとおり、実態調査において、困難を抱えている世帯ほど相談する人がいない、子育てに関する制度や相談窓口を知らないなどの傾向にあることを確認しましたことから、本計画では、相談支援体制の充実強化を特に推進すべき取り組みとしております。その一環として、子どもコーディネーターが児童会館や子ども食堂など地域を巡回し、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる事業を平成30年8月から一部地域で試行的に開始し、以降、段階的に地区を拡大して実施しています。

相談内容は、右側のH30相談受理状況にありますとおり、親子関係などに問題を抱える養育環境面の相談のほか、発達・精神面、問題行動、学習・学校面など多岐にわたり、複合的な問題を抱えている事例も多く、左の図にありますとおり、支援チームによるケース検討会議も行いながら支援内容を検討しております。

右下の支援の例にありますとおり、相談を受けた課題に対し、それぞれの状況に応じて必要な支援につないだり、区役所や学校、地域と連携しながら重層的な見守りへとつないだ事案や、今までも少し気になってはいたが、相談にはつながっていなかった子どもの事

案が周囲の方々を通じて相談につながり、さらにこれをきっかけに保護者との面談にもつながり、必要な助言や制度の案内等に至った事案などがございました。

本事業では、まちづくりセンター所管の87のエリアを単位といたしまして巡回活動をしておりますが、左の下の表にありますとおり、コーディネーター1名当たり10地区を担当し、現在、50地区を対象としております。8月から全区に展開し始めたところではありますが、実施状況を検証しながら対象エリアや人員体制について検討してまいりたいと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。

本計画における指標につきましては、基本施策ごとに設定しております。指標については、実態調査などにより5年ごとに把握可能なものと、毎年の調査により把握可能なものがあり、策定当初の数値、現状値、目標値を記載しております。

各指標の状況は、次のページと一緒にご説明させていただきますので、指標番号をご参照しながらお聞きください。

内容につきましては、11ページの施策ごとの課題の今後の方向性についてとあわせて指標の点もご説明させていただきます。

基本施策1についてでございますが、指標の②の相談等により不安や負担が軽減されている人の割合が8割まで上昇しており、家庭や友人による子育てへのサポートのほか、各種相談支援体制や情報提供手段の充実強化なども一定の評価があったものと受けとめていますが、2割程度は相談相手や情報収集手段がない、不安軽減ができていないという結果であります。行政による支援の充実は必要と考えております。

基本施策1は、特に推進すべき施策と位置づけており、今後も相談支援施策の充実強化に取り組んでまいります。

次に、基本施策2についてですが、指標③④がいずれも低下傾向にあります。指標の③は、就労する女性が大幅に増加したことに伴う保育需要の高まり、仕事との両立に不安を抱える保護者や希望する保育サービスを利用できない方が存在することなどが要因であると考え、指標の④は、少子化や地域コミュニティの希薄化により、子どもが多様な人間関係の中で社会性や対人関係を身につける機会が減ってきていることを示していると考えます。

このことから、今後も乳幼児期から学齢期において、安心して子育てができるよう、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、学びの支援や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりの推進が必要と考えます。

基本施策3についてですが、指標⑤につきまして、上昇傾向にあり、雇用状況の改善や若者支援施設等による相談支援による効果もあったと認識しています。

困難を抱える若者への支援に当たっては、関係機関のネットワーク機能を強化し、より一層、連携を深め、適切な支援につなげていけるよう取り組んでまいります。

基本施策4についてでございますが、平成28年の実態調査では、家計の状況がぎりぎ

りまたは赤字等の回答割合が6割に上り、世帯の状況によって教育資金の準備状況にも差が生じることを確認しています。世帯の暮らし向きの安定に向け、就労支援や経済的な支援を着実に進めてまいります。

基本施策5についてでございますが、指標⑧について、児童養護施設の小規模化推進、里親委託制度の着実な実施により、目標を達成しております。指標⑩につきましては、緩やかな上昇傾向にあり、生活保護世帯の高校就学費の支給や各種奨学金の充実によって保護者の負担が軽減されているほか、学習支援事業等によって進学意欲が向上していると考えられます。特に、困難を抱えやすい子どもや世帯に対しては、多岐にわたる課題と個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進してまいります。

続いて、12ページをご覧ください。

本計画を策定し、1年間進めてきた中での課題と効果、今後に向けた方向性についてまとめしております。

まず、一番上の子どもの現状における課題としましては、貧困の見えにくさ、子どもや世帯の社会的孤立の傾向から現状の支援のネットワークから漏れてしまっている子ども・家庭が存在しているという状況がございます。また、貧困が単なる経済的困窮だけにとどまらず、養育環境面や子の発達面などの困難の複雑さ、対応の難しさがあり、本当に支援を必要としている子どもに対し、確実に支援を届けることの難しさという課題もございます。

こうしたことから、いかに困難を早期に発見し、どうアプローチしていくかが大きな課題であると感じており、各施策におきまして、支援が届いていない、または、届きにくい子ども・家庭への支援を届けることを特に意識しながら進めていく必要があると考えております。

次に、推進体制における課題についてですが、計画策定以前も子どもの貧困対策に関する取り組みを実施しておりましたが、事業の実施状況について、情報を集約する体制がございませんでした。本計画の策定と担当課の設置によりまして、各施策の取り組み状況を集約、管理、共有する体制ができ、また、子どもの貧困対策を共通項とする意識を浸透させる土台ができたものと認識しております。

最後に、今度に向けてであります。支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭に支援を届けるために、相談支援体制の強化、制度の充実、普及啓発の強化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。また、計画の施策を着実に進めるとともに、関係部局が子どもの貧困対策の視点を意識しながら対象者に確実に支援を届けるために、横断的なつながりをもって取り組んでまいります。

さらに、子どもの貧困対策は行政の取り組みだけでは限界があり、子どもの貧困の現状や取り組みなどを市民とともに共有し、社会全体で子どもの健やかな成長を支える機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

最後の13ページ、国の動きなどについてでございます。

子どもの貧困率につきましては、平成27年に13.9%となり、平成24年に比べ、改善が見られたものの、いまだおよそ7人に1人の子どもが貧困の状態におかれています。平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、ことし6月に改正され、目的、基本理念の充実のほか、市町村に対し、計画策定を努力義務としております。

また、子供の貧困対策に関する大綱も、あわせて見直しをされる予定となっております。

参考までに、資料3、資料4をお配りしておりますが、こちらにつきましては、内閣府における子供の貧困対策に関する有識者会議が今月7日、国の子供の貧困対策会議に対して提出した提言書になります。

資料3、1の(2)にございますが、地域や社会全体で解決するという基本的な方針のもとに、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、②地方公共団体による取組の充実、③支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援の三つの視点を踏まえて次期大綱に盛り込む事項を検討するよう求めておりまして、こちらの提言を受けて、国は大綱を改定する見込みとなっております。

資料については以上となっております。

今後の予定としましては、本日の児童福祉部会でのご意見、評価等を踏まえ、ホームページで本実施状況を公表するとともに、今後の施策の進行にも反映してまいりたいと考えております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○松本部会長 時間の関係でただいまのご説明から漏れたところでも、資料に関してでも、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

質問いたしますが、ご説明いただいた資料1の総括版の5ページのスクールソーシャルワーカーの活用の拡充ということで、増員とエリアに分けたという枠組みの変更があると思います。計18名体制とありますけれども、1人当たりの時間数など、どういう方が18名なのでしょう。

○事務局(佐野児童生徒担当係長) 教育委員会児童生徒担当課の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、福祉に関する資格を持つ人材が13名配置されております。具体的には国家資格であります社会福祉士または精神保健福祉士、いずれかまたは両方を取得している人材でございます。

この13名のうち、12名は年間180時間、1名はスーパーバイザーとして年間832時間の配置としております。

○松本部会長 12名の方が年間180時間で、1名がスーパーバイザーですね。

○事務局(佐野児童生徒担当係長) 巡回スクールソーシャルワーカーは、国家資格を持っている人材ではなく、教職経験者ということで、主に校長経験者となっております。この方々の活動時間は、年間630時間としており、内訳は1日6時間、週3日、全35週となっております。

巡回スクールソーシャルワーカーは5名おり、それぞれが担当した区内の全小学校を回るといふことといたしました。これまで、実際にスクールソーシャルワーカー入った学校にとっては、「大変素晴らしい人材であり、ぜひ活用したい」ということで、活用が進む事例がありましたが、未活用の学校では、その効果について認知されていないため、なかなか活用が進まないといった実態がございました。そこで、この巡回スクールソーシャルワーカーが各学校を回り、今、学校で対応に苦慮している案件について、直接聞いていく中で、例えば、「区の家児相談室または児童相談所とつながる必要がある」といった見立てをしながら、そして、特に重篤な案件については、有資格のスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、各学校での見立てを進める役割をしているところでございます。

以上であります。

○松本部長 12名の有資格の方が年間180時間ということは、週に直すとどうなりますか。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） この方々は、ほかの勤務も抱えているため、それぞれのご都合に合わせた勤務となるよう週単位の時数とはせず、年間180時間としているところです。

○松本部長 年間180時間ということは、年間の労働時間が2,000時間あるとしたら、勤務時間数にするとフルタイムの人が1名ということですか。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） トータルでは12名で2,000時間ほどとなりますので、そのくらいになります。

○松本部長 12名とあるけれども、フルタイム1名ですね。

スーパーバイザーの方も、フルタイムというよりは、ほかのことをされながらということで、830時間ですから、週に4日で6時間勤務ですね。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） はい、週4日勤務となっています。

○松本部長 最終的に、これはどれぐらいの体制まで持っていくというか、考えるようなことなのではないでしょうか。これをつくるときに、子ども・子育て会議で随分議論になって、私も質問したところですけども、以前よりは増えているということはわかるのですが、本来あるべき数値と、これで十分なのか、これでは全然足りないという話で拡充していくことなのか、その辺のお考えはいかがですか。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） 予算的な部分もありますので、今どの程度の人数をということまでは、なかなか難しい状況ではございますけれども、ここ数年にわたって、毎年有資格者を1人、2人と拡充してまいりました。今回、巡回スクールソーシャルワーカーが各学校を回り、各学校における状況の見立てを進めていくということが大きかったものですから、まずはその取り組みをしっかりと浸透させて、各学校の状況把握、または、スクールソーシャルワーカーの活用のより一層の促進につなげていきたいと思っています。

○松本部長 状況は理解していますけれども、それでいいかどうかというのは別の議論になります。

○秦委員 実態として、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携はどんな感じですか。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） スクールソーシャルワーカーが各学校から個別のケースについての情報を聞いたときに、スクールカウンセラーに対応してもらったほうが良いと見立てる場合があります。また、各学校での個別のケース会議を開く中で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの両方が参加することもあります。

○松本部会長 このことの抜本的な拡充が必要ではないかという意見なのですが、内閣府の子どもの貧困対策の全体の枠組みを見ても、やはり大きかったのは学校をプラットフォームにというところで、学校を拠点としているいろいろな支援の活動ができないだろうかという発想があって、その関係でスクールソーシャルワーカーの話になったのです。学校というのは、やはり子どもが来る大変身近な場所でもあるので、いろいろなことが見えやすいのですが、そのときに学校の先生がいろいろやるのかというと、やはり学校の先生は子どもへの日常的なかかわりが主になりますので、なかなかきついです。ですから、学校を拠点にする際に、別の人材、スクールソーシャルワーカーが各学校に配置されているようなことが一つのイメージだと思うのです。

これまでの札幌市の形は、何かあったら教育委員会がリファーマーで行って、できることについて対応するという事なので、学校が拠点という考え方とは違うと思うのです。ですから、巡回というのは一つ進歩だと思います。ただ、案件について対応するという形で、学校の先生のちょっとした相談事に対応できないとなると、各学校にというのは理想だと思いますけれども、学校の担当というような形をとっていくとしたら、最低どれぐらいの人数が要るのだろうかということは考えなければいけないと思うのです。予算がないのでちょっとずつ増やしますでは、いつになったらそうなるのだろうかというのがわからないわけです。

これは市としてどこに重点を置くかという考えの中で整理していかなければいけないことだと思うので、あえて申し上げているわけです。ですから、子どもの貧困対策のときに学校というものの位置づけを、市としてどういうふうに再整理するかというフレームワークの問題だというふうに考えております。

これは意見です。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） 今、巡回スクールソーシャルワーカーが各区に1人入って回っているのですが、それぞれの区に拠点校というのを持っておりまして、その拠点校では先生方も日常的にかかわれるものですから、ほかの学校とはかかわり方が違って、より深まっているというお話は、巡回スクールソーシャルワーカーから聞いているところです。

そういうようなところについては、非常に重要なことだと私たちも認識しておりまして、今後そういうかかわりをより深くすることができるように取り組んでまいりたいと思っていますのでございます。

○松本部長 わかりました。

新規事業で始められた支援コーディネーターも順次増員されていくということですが、これはやはり拠点になっているのは児童会館のようなところでしょうか。むしろ、学校をベースにというよりは、その地域の拠点になるようなところですね。

始めたばかりなので、手探りだろうとは思いますが、今のところ一定の完成形といますか、最終的にどういうふうになるといいというふうなイメージで進められているかというのは、もう少し詳しくお話ししていただくと共有ができると思います。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） 現在、コーディネーターは、児童会館などを入り口として地域を巡回している状況でございます。学校に関しましては、今、お話がございましたスクールソーシャルワーカーなどが入っておりますけれども、放課後の生活において何か困難のサインをキャッチできるのではないかとということで、今、主に児童会館などを中心に回っている状況でございます。

いろいろと回っていく中で、やはり今後は児童会館だけではなくて、地域のいろいろな子どもの居場所に積極的に出向いていく中で、潜在的に課題を抱えていたのですけれども、相談につながっていない事案をキャッチして支援につなげていく機能を高めてまいりたいと考えております。

今回、8月から初めて全市的に実施するというので、まだ、開始したばかりでありますけれども、やはりお子さんたち、世帯が抱える課題というものは非常に複雑なものが多いという状況でございますので、その方々の抱えている課題に寄り添い、一つ一つひもを解いていくような形で丁寧にかかわりながら、何か事態が進展するきっかけの一つとなっただけのような働きかけをしてまいりたいと考えております。

○松本部長 こう並べてみると、要するに、学校を拠点した相談の場と、地域をベースにしたところ二つを並行して走らせようというような、結果的にそういう設計になっていると思うので、両方が同じぐらい充実していくというのがとても大事だと思います。子どものことはここというよりも、ここここのどちらかにかかわる、あるいは、両方というふうな重層的な相談の体制をつくり始めていると考えたときに、それぞれがどんなふうに連携というか、広がっていくのかというのが大事だと思います。やはり、これまでは困った案件があるので相談に行くというふうな体制だったので、地域のネットという形ではなかったと思うのです。そこをつくっていくような試みが始まっていると積極的に考えて、この両方をどんなふうに配置していく計画で、この5年、10年の間にきちんと整えていくかということは構想としてきちんと持つべきだと考えています。

ほかはいかがでしょう。

○委員 重複しますが、部長がおっしゃっているとおりで、この体制を強化していくためには、どのぐらいの人の規模がどのぐらいの配置をされて、ある程度機能するのかという計算していかないとだめだと思います。このコーディネーターも含めて、予算がとれたから少しずつ積み増していくというのではなくて、計画の中でしっかりと盛り

込んでいくことが大事だと思います。

○松本部長 ほかにかがですか。

○箭原委員 実際に、これから子どもの数はどんどん減っていくわけですし、学校の統廃合ももっと進みますよね。その中でどうするのかというのは、やはり到達点ではないですけども、ある程度、目標というところをきちんとつくって、そこから逆算していかないと、いつまでたっても同じことをやっているのかなと思うところがあります。

それから、1-1と2-1のコーディネーターとスクールソーシャルワーカーは、学校と、その後、児童会館や学童保育所とかいろいろとあると思うのですが、結局、ここでも問題がある、ここでも問題があると両方が思っているというままだったら、また同じことになるのです。そこがちゃんと情報共有されて横の橋渡しがうまくないとい、結局はまた分断されて、部局が違くと違う人になってしまうと思うのです。書いてあるのはとてもすばらしくて、前も秦委員が言っていましたけれども、このとおりにやったら本当にすごくなるなと思うのです。ただ、その間の連携とつながりが見えてこない、その辺で切れてしまう感じがとてもあるのです。そこがとても悔しいというか、問題というか、いつまでたっても同じ状態になってしまうのかなと思います。

今回、そちらの部局ができましたが、それはずっと言ってきたことがやっとできたので、まだまだよちよち歩きだと思うのですが、そこは回してもらえないと、書いた計画が餅のままかなと思うのです。本当に皆さん、文章はとても上手なので、すばらしいと思うのですが、このとおりになっているのかといたら、数字を見たときにちょっと小さいので、3人とか5人に幾らかかっているのかと普通の一般人としては思います。

○松本部長 ほかにかがでしょうか。

○水岡委員 2-1のところ、**「保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進」**とあります。本当に少子化なので、子どもの数が減っているのに保育施設はどんどん増えて、しかし、保育士は足りないという現状の中で、私たち保育施設としてはどう捉えていったらいいのかなというところです。

それから、施設ばかり増設するのではなくて、やはり保育士不足をもっと対応していただきたいということと含め、精神疾患を持つ保護者の方がすごく増えている中で、保育園での相談業務が重要になっています。学校にはソーシャルワーカーがいますけれども、保育園の中では、今、保育士が足りない状況ですから、先生が休むと園長が保育に入らなければいけないような状況の中にあるので、保育園でも相談業務が請け負えるような、それこそ、先ほどの連携、つながりを持って保育園から学校にきちんとつながっていくような補助体制になっていただけたらうれしいなとすごく思います。

○松本部長 学校を巡回するという形で出ていくというのはすごく大きいと思うのです。同じように保育園や幼稚園のところも似たような形でカバーしていけるようなことを目指していくと、大分、問題の出方が違うように思います。

重篤化する前に、これはどうなのだろうと相談できるのはすごく大きいと思います。唐

待相談もそうですが、学校や保育園、幼稚園では、重篤化してから、これはどうしようかと外に出ていくことにどうしてもなりがちなのです。日常的にスーパーバイズされるような格好をどんなふうにつくっていいのかというのは大きいかなと考えております。

○箭原委員 やはり、親を絶対視するものではないですね。多分、当事者としてやっていらっしゃる児相の方も、本当にそう思っていると思うのです。それこそ保育園でいろいろな問題があった子、アレルギーのあった子で、学校は通常は親に聞けばいい話だったのですけれども、親は全くわからない状態で、保育園からの資料のほうが親からの聞き取りよりよほどよかったりする場合も本当に増えているのです。

全く子どもを見ていない親も増えているので、親の責任ではなくて、国の宝ではないですけれども、こうやって貧困対策が国から出てくるというのは、やはり日本人として育てなければいけないということが立ち位置としてあると思うので、行政もやらなければいけないところがあると思うのです。その場合には、やはり保育園からの資料も養護施設からの資料も必要です。周りの資源を活用しないとまずいと思うのです。その辺は親から聞き取りをするからいいではだめになってきているところがすごくあると思います。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） 相談を受ける中でも、養育環境面に関する相談は非常に多くなっており、ただ今のご指摘のとおりだと思っております。

ですから、そういった状況を改善していくためには、やはりかかわっている方々との連携というものは非常に重要だと認識しておりますので、今後も深めてまいりたいと思っております。

○箭原委員 本当は、一回、集まって会議というのを持たれる型ができるといいですよ。部局が違う人たちが全部集まってというのは、一番最前の方たちは結構やっていると思うのです。それこそ、児相の第1のかかわる方と、それから、警察の相談窓口があって、入り口ではすごくやっていると思うのですけれども、それが上に上がっていったときにはどうなのかといたら、またそれは全然別の問題になっているところが多々あると思うのです。やはり、そういうことが積み重なっていくのかなと思うのです。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） こちらの事業に関しましても、かかわりのある方々との検討会議などは実施しておりますので、今後、この機能というものを充実させていかなければならないと考えております。

○松本部会長 ほかはいかがでしょうか。

○秦委員 勉強不足で申しわけないのですが、今、子ども食堂に助成金が出るようになったのですか。

○事務局（山本子ども育成部長） 今、札幌市では助成をしていないです。

○秦委員 居場所づくりというのが2-3に書いてありますけれども、活用しようと言っているながら、何もサポートしていないのに書き込むだけ書き込んでいるというふうにしが見えなくなってしまうので、もしかして、これは助成しているのかなと思って聞いてみました。

○事務局（山本子ども育成部長） 助成している政令市もあるし、全くしていないところもあります。

○秦委員 なぜ、札幌市はそれをしないのかということと、居場所づくりということで整備しようと計画されているのか、それとも、民間でやっているものを何となく乗っかって活用させてもらおうという体なのかで、全然スタンスが変わってくると思うのですが、その辺はいかがですか。

○松本部長 これは、議論としてはガイドブックをつくりましたという話ですよ。

○箭原委員 そこまでですよ。

○秦委員 でも、ガイドブックをつくるというだけで、助成しているわけではないのに、こんなところにありますので、使ってみたらどうですかという話になってしまいます。

○事務局（山本子ども育成部長） 財政的な支援に関しては、もちろん私どもも必要性なんかも含めて検討しているところですけども、正直なところ、全庁的な合意がまだできていない状況というのは言わざるを得ないのかなと思っています。

○松本部長 このガイドブックは、ここの委員の方々にわたっていますか。私は、記憶になかったのです。

皆さん、来ましたか。

○秦委員 この委員会ですらないことではないですが、別で手に入れることはあります。

○松本部長 市として関係の文書やガイドブックを出されるときには、会議の構成員にはお届けいただけるとありがたいです。何があるのか、よくわからないまま、どこかで見つけて、下さいと言ったらくれるみたいなことが割と多いのです。やはり、親会も含めて、情報を共有しておくべきかと思います。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） 今後そのようにさせていただきます。

○松本部長 お願いいたします。

私から質問ですけども、2-2、3-1の高校中退の方の絡みで、具体的にこれはどういうふうな形で、どういう体制で行われているのか。つまり、学校に行っているときではなくて中退した後というのはなかなかコミットが難しいです。一方で、いろいろな困難に直面していることも多いので、中退の問題をどうするかというのはとても大きいと思うのです。どんな体制で、どういうふうにされていますか、教えてください。

○事務局（山本子ども育成部長） 不登校や中退者の場合は、フリースクールというのが大体20くらいあるのですけれども、今は活動実績があるところ、平成30年度ですと9団体に助成金を出しています。

あとは、文科省の委託事業を受けて学ぶ場をつくって、そこに来てもらって教えてあげるといって、その後は高校の検定を受けてもらうことも並行してやっています。

取り組みとしては、民間のフリースクールの助成と、札幌市として学ぶ支援の場をつくっているという、大きくこの二つになるかと思っています。

○松本部長 そうすると、高校をやめるときに何かコミットメントがあるのではなくて、

やめた人あるいは不登校の人が通っているところに助成を出しているという感じですか。

○事務局（山本子ども育成部長） フリースクールと、札幌市としてそういった場をつくって来ていただいて、そこでいろいろ教えて高校卒業の認定試験を受けてもらいます。

○松本部長 それはどういうふうにしてつながるのかなと思ったのです。例えば、中退した子は札幌市でつくった場所にどういうルートで来るのですか。

○事務局（山本子ども育成部長） 若者支援総合センター、若者活動センターというものがあるのですが、その相談の中で、例えば、また勉強したいという話があれば、そういったところにつないでいるケースが一番多いかと思います。

○松本部長 わかりました。

どっちしても、どこかにつながっている子がそこにつながるという話ですね。

○事務局（山本子ども育成部長） アウトリーチのような形で行っているわけではないので、どこかでひっかからないと、そこにはなかなかつながらないと思います。

○松本部長 なかなかつながりにくい人たち、集団ですけれども、逆に、高校を離れていくときに、こういうところとつなぐような仕組みが必要なのだろと思うのです。やめて、何かその人が必要だと感じてどこかにつながっていくのではなくて、一回切れてしまうということになるので、そこがどんなふうになっているのかなと思うのです。つまり、小・中学校はスクールソーシャルワーカーで問題に対応しようという体制が徐々にできつつありますけれども、高校のところはそういう体制がある自治体もありますけれども、あまりないですね。札幌市は、高校段階は、多分、そこはスクールソーシャルワーカーではカバーしていません。

○事務局（佐野児童生徒担当係長） 市立高校には派遣しておりますが、道立高校、私立高校等は対象としておりません。

○事務局（山本子ども育成部長） 圧倒的に道立が多いのです。

○松本部長 そうですね。学校をやめるときに、どういう情報の提供なりコミットメントができるかは、実はその後にとっても大きいような気がするのです。そこは、やはり福祉と教育が共同で考えなければいけないことかなと思っています。

これはなかなか手つかずの課題で、高校中退が施策の体系の中に入ってきたというのはとても大きいと思うのですけれども、既存のものでつながっているところをやや強化するというふうな枠組みだと思います。多分、高校を離れるときに、教育委員会なり学校現場と問題をどう共有できるかということかと思っています。ずっと以前から問題になってきていて、なかなかつながらなかったところで、やはり10代後半になってくると、そういうコミットできる場が学校以外にほとんどなくなってきているのです。

○岩松委員 高校卒業の認定試験というのはどういう有効性があるのですか。卒業証書と同じですか。

○松本部長 大学受験の資格ができるのです。

○岩松委員 例えば、就職はどうですか。就職するときに書けないですね。

○箭原委員 認定は卒業証書にはならないのです。認定試験合格というふうには書けませんが、高卒とは書けないです。

○岩松委員 では、大学に入るためのものですね。

○松本部長 そうですね。18歳以降の大学の受験資格としての高校卒業で、昔の大検です。

○岩松委員 就職とは全く関係ないですね。

○箭原委員 そうですね。認定試験合格で、ああ、そうなのだというふうに言ってもらえればいいのですけれども、高卒ではないよねとなってしまうとだめなのです。

○岩松委員 私は、中卒で、通信で高卒なのですが、中卒のときに就職できなかったという思いがあって、やはり、高卒というのは非常に大切だと思うのです。

○箭原委員 だから、大学に行く子はこっちでいいのですけれども、高卒でどこか就職したいというのだったら夜間とかへ行って、高卒資格を持ったほうが履歴書にはちゃんと書けます。そこがなかなかわかりにくいので、難しいのです。

○松本部長 学校をやめたけれども、その後の進学につなげるような枠組みの中で、少しコミットが始まったということなのですが、やはり働いたり、仕事のほうに対するアプローチの枠組みをどうつくっていったらいいかですね。

○箭原委員 子どもも、お母さんも、わかりづらいので、これでいいのではないかと思ってしまうのです。

○岩松委員 でも、最近いろいろ話している中で、基本的に対象者というのは大体特定できるので、その辺で連携するための情報共有というのは必要なことだな、課題ではないかなと思います。

○松本部長 ほかにいかがでしょうか。

○若松委員 先ほど子どものくらし支援コーディネーター事業のお話があったと思うのですが、8月から始まったばかりということで、個人情報もありますが、学校としてどの程度かかわれるのかが知りたいと思います。

それから、仕事内容として、家児相と非常にかぶっている部分があると思うのですけれども、学校や家児相などほかの機関との連携というのは今後どういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいのです。

○事務局（小野寺子どものくらし支援担当課長） 相談につながりまして、内容によっては、やはり家庭児童相談室などにご相談したほうがよいような案件等もございます。そういったものに関しましては、相談させていただくとともに、学校との情報共有が必要な案件があれば、個別の案件につきまして、学校とも情報共有をして対応しているところです。

○若松委員 ぜひ、一度、学校とのコンタクトみたいなものをとっていただけるとありがたいかなと思います。

○松本部長 ほかにいかがでしょうか。

○秦委員 基本施策5の社会的養護のところで、何点か、要望させていただきたいと思

ます。

例えば、お子さんが施設に5年ぐらい入所している間、支給された児童手当などがある程度貯蓄していると、その後、家庭に引き取られていくときに、親がもしも生活保護受給世帯であると、現金をそのまま持っていけないので、全て物品に変えなければいけないことがあります。なぜか、豪華なテレビに変わったり、全自動洗濯機のすごいのに変わったり、うちで言うと、もう使い切れないから6万4,000円の子どもの眼鏡を買ったりということがあって、何のための給付で、何のためにどうしたのだというところが施設にいると現実にたくさんあるのです。

それは、一時的に物品が変わってしまうので貯蓄に回らないため、結果、その人たちが進学したときや、将来自立するときに自分たちの財産になるものが何もない中で自立していかなければいけないので、望んだ進路を目指せないなんていうことも結構あったりするのです。そういう意味では、施設にいて得られるメリットなんかもあるのですけれども、では、施設を出たときにどういうサポートがあるのかということで、いつもこれは要望しているのですが、やはり施設を出たときに自分は大学とか専門学校に行きたいと何か希望する進路があったときに、それを応援するような札幌市の体制が整ってほしいなというところがあるのです。自立のときに月額5万円の給付というのを1年間保証してくれる制度があるのですけれども、これについては、目標の卒業が達成されるまで、例えば、4年制大学であれば4年間、専門学校であれば卒業するまでの1年、2年、給付が可能になればいいなと思います。

今、中学生までは塾に行くときの費用なども保証してもらえたりしているのです。ですから、高校に進学したいときに、できればランクの高い高校に行きたい、目指したい、塾に通いたい、塾の補助金が出たので通った結果、ランクの高い高校に行くことができた。さらに、そこから大学進学したいというときには、スタディメイトもそうだが、高校生が対象ではないので、里親も、施設もそうですが、できれば高校生も対象とした学習支援を保証していただけると、進学について、より具体的な希望を持って前向きに取り組むことができるのではないかと思います。

ですから、できれば中学だけではなくて高校までの学習支援、それから、施設、里親家庭退所後の生活費の給付などについて、もう少し弾力かつ柔軟、継続的で実効性のあるものになっていただけたらなと希望していますので、ご検討いただければと思います。

要望です。

○岩松委員 お金を持っていけないというのは、本当にその子どもの名前で作った通帳を全部調べられて、ここのところに幾らありますという形であったので、やはり難しいなと。帰るときには、全部調べられて、おろしてくださいとか何とかと言われるのです。

○箭原委員 学習の分だけは別のところにプールできそうですね。

○秦委員 してもらえるといいですね。

○箭原委員 ほかのところでもありましたよね。

○松本部長 今のこととかかわって、中退をどう防ぐか、あるいは、中退したときにどこへつながるかということ、高校卒業後の進路と進学というのはとても大事だと思います。生活保護世帯等も含めて、高校卒業後の進路ということを支えていけるような仕組みにしていく必要があるのだらうと思います。

目標値のところは大学進学は入っていないですね。生活保護世帯の高校進学率です。私は、親会の際に、何で大学を入れないのだという話を大分聞いたのですけれども、そのときの担当の方のお答えは国が入っていないからということでした。国が入ってなくても入れてもいいですし、入っていないのに入っているものはいっぱいあると思うのです。

今の有識者の会議の中で、大学進学のことについて、かなり触れているので、今度の大綱の改定で恐らく入るのです。児童養護施設なり、生活保護を受給している、あるいは、いろいろな困難にあるような状況のご家庭の子どもの高卒後について、望む、望まないもありますし、適正もありますけれども、そこに焦点を当てていくようなことがとても大事なと考えています。

○箭原委員 今までは、高校の進路指導というと、どんな大学に行くか、どういうほうに進むかで、私のときもそうだったのですけれども、今は、その後どういう職業につきたいかまでを見越して、では、大学をどうするか、何するか、今、高校でどれだけ勉強しなければいけないかという見通しを立てるような進路指導というか、自分のライフワークまでを高校3年間で一緒に考えていこうというふうに指導するところがだんだん増えてきています。

つまり、子どもが少ないから、働いてもらわなければいけないのです。働かないと税金が取れないので、そういうふうになっていっています。ですから、札幌市としても、ソーシャルワーカーを入れるのだったら、どこの大学に行くかという進路ではなくて、納税者になるまで、中学校、高校ぐらいからずっと入れていけば、それこそ途中でやめる子も少なくなるだろうし、違う形で行く子も出ると思います。

子どもの将来の予防をしていったほうが、後々のお金、税金が出るものが少なくなるのではないかと思います。ですから、保育園もただになっていくというのはそこだと思のです。根っこをきっちり育てれば納税者になる可能性が増えていくというところで、お金のかけ方がどんどん予防になっているので、そこは札幌市としても大きな展望としてきちんと考えていったほうがいいのではないかと思います。ただ、学校に入れるとか、学校に戻すではなくて、その後の仕事をさせるというところまで大きく見積もってやっていくのです。

それぐらい子どもが少なくなっているのです、お金をかけてもいいと思うのです。そうしたら、養護施設も全部入ってきますよね。

○松本部長 ほかにいかがでしょうか。

きょうは、始まったばかりの計画について、本当に最初の進捗状況のご報告をいただいて、ご意見を伺う場ということでもあります。評価あるいは今後の推進という観点で、ご意

見をいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○松本部長 特にないようでしたら、これは、毎年、ご報告をいただいて、いろいろとご意見をいただく場を設けていくということですから、よろしくお願いします。

また、今回で委員を交代される方々は、離れられましても、いろいろな形でお力、ご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一旦、議事は終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松本部長 それでは、お返しいたします。

○山本子ども育成部長 私からもお礼を申し上げます。

本日は、皆様には、いろいろとご意見をいただきまして、今後の計画を推進する参考とさせていただきたいと思っております。

また、委員の皆様の中には、本日の児童福祉部会が最後の参加という方もいらっしゃると思います。これまでの任期中、この計画を策定するときからかかわっていただきまして、本当にお礼を申し上げたいと思っております。

また、本市の児童福祉行政を進めていく上で、ぜひお力添えをいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○松本部長 それでは、会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上

(議事概要について、発言者に内容確認済み)